

トラブルにあわないために

1 SNSで親しくなった人、友人、先輩から誘われても気軽に契約してはいけません。「断りにくいな」と思っても、理解できない、納得できない場合は、**はっきりと断りましょう。**



2 世の中に「必ず儲かる」、「簡単に稼げる」ことはありません。
借金までして契約をしてはいけません。

もし、トラブルにあつてしまったら

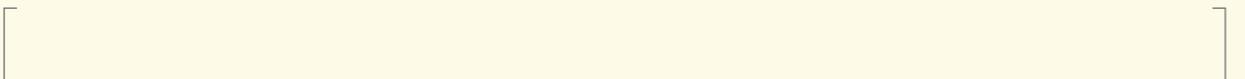
1 友人を紹介して契約させると、その友人との間で金銭トラブルになるなど、人間関係が悪くなるおそれがあります。また、同様の手口で友人を勧誘すると法律を犯してしまう可能性があります。**それでも、まずは相談しましょう。**

2 契約をしてしまっても、クーリング・オフや解約ができる場合があります。
少しでも不安や疑問を感じた場合は、**一人で抱え込みず、すぐに最寄りの消費生活センターへ相談しましょう。**

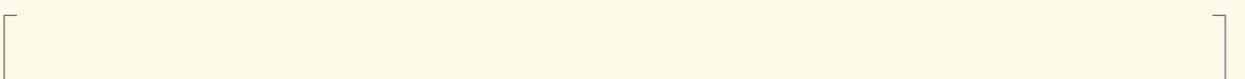
「あれっ?おかしいな。」と思ったら、まず相談しましょう!

相談をする前にあらかじめ確認しよう!

・契約書はお手元にありますか?



・何に対して、いくら払う契約ですか?



・契約をするまでのやりとりを思い出して、経緯のメモを作つておきましょう。



困ったときには、お近くの消費生活センターにご相談ください。

東京都消費生活総合センター

03-3235-1155

受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時

消費生活相談
多重債務相談

〒162-0823 東京都新宿区神楽河岸1-1 セントラルプラザ16階

※日・祝日・年末年始はお休みです。

03-3235-2400

受付時間：月～土曜・午前9時～午後5時

架空請求
専用相談

悪質商法の手口

再現ドラマ付出前講座

若者を狙うマルチ商法 ~稼いで人生勝ち組に?~

登場人物



本田 雄介

大学4年生、就活中。



山本 花子

雄介の高校時代の友人



加藤 太郎

マルチ組織の統括者

あ ら す じ

雄介は、周りの友人が次々と就職の内定が決まついていく中、自分は決まりらず焦っています。そんな中、高校時代の友人・花子からSNSの友達申請がきて、再会することになりました。花子から「会わせたい人がいる、就職に役立つ」と加藤を紹介されました。加藤から「確実に儲かる、稼ぎながら人脈ができ、社会に出たときに役に立つ」と、儲けられるノウハウが学べるDVDの購入を熱心に勧められます。しかし、その金額が100万円と聞いて、その場での購入はとどまる雄介でしたが、加藤たち主催のイベントに参加して、同世代の楽しい雰囲気にすっかりハマってしまいます。その後、消費者金融を案内されて…。雄介の運命やいかに!?

いっしょに学びましょう

- 消費者金融で100万円借りたら、返済はどうなるでしょう。
- 「マルチ商法」と「後出しマルチ」の違いはどこでしょう。
- なぜ、雄介は巻き込まれてしまったのでしょうか。

自分だったら
どうしますか?

ここに注意!こんなときには、ピンときて!

こんなことありませんか?家族や友人の言動が変わった!

- SNSなどネット上で知り合った人の話をよくする。
- 昔の友人に急に連絡をとったり、会う約束を頻繁にしている。
- 急に将来の夢を語ったり、勝ち組の話をするようになる。
- セミナーやミーティングがあると言って、外出しがちになる。帰宅が遅くなる。
- アルバイトを増やしたり、節約を始めたりする。



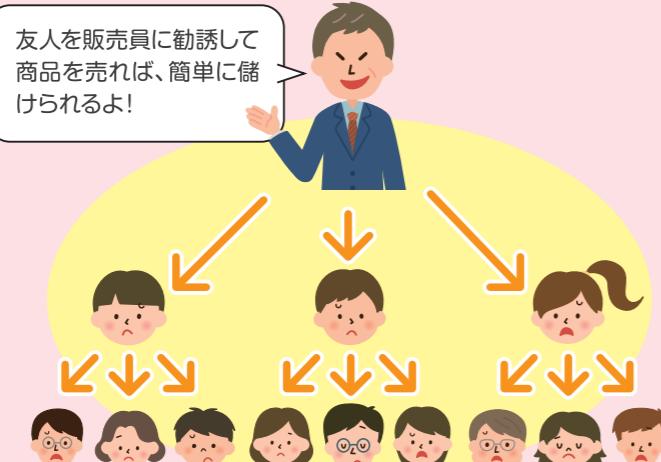
→マルチ商法に巻き込まれている可能性があります…!

マルチ商法って？ どんなところに注意が必要？

「マルチ商法」と「後出しマルチ」はどこが違うの？

マルチ商法

商品やサービスを契約して、販売員となり、同じように販売員になれば、利益が得られると勧誘して組織に入会させる商法。ネットワークビジネスなどとも呼ばれ、法律上は「連鎖販売取引」となります。



後出しマルチ

法律の規制を逃れるために、初めは商品やサービスの契約だけをさせて、あとから「実は他人を誘って儲ける仕組みだ」などと言い始める悪質な手口です。

特定商取引法とは

「訪問販売（キャッチセールス、アポイントメントセールスを含む）」、「連鎖販売取引（マルチ商法）」など、消費者トラブルを生じやすい7つの販売・取引等を対象に、事業者が守るべきルールを定めています。

ちょっと待った！その契約、解除できるかも！

マルチ商法は、契約書面を受け取ってから20日間以内であればクーリング・オフができます。クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても、中途解約は可能です。また、入会後1年以内に退会する場合で、商品引き渡し後90日以内で未使用的商品は返品が可能です。後出しマルチのように、法律上の連鎖販売取引に該当しない場合も、販売の形態によっては、8日間のクーリング・オフが適用されたり、ウソの説明を信じて契約した場合、取消しができる場合があります。「おかしいな？」と思ったら、まずは、最寄りの消費生活センターに相談しましょう。

マルチ商法の場合



契約書、受け取ったのはいつ？

契約書を受け取った日から数えて20日間以内であれば、書面通知によりクーリング・オフができます。契約書を受け取っていない場合や、法律に定めた記載がない場合は、20日間を過ぎてもクーリング・オフができることがあります。特定商取引法では、契約書面に記載しなければならない内容が細かく定められています。



契約時とハナシ違つてない？

勧誘の時に、事実ではないことを説明されて、それを信じて契約したり、事実を教えられなかつたことによって契約した場合は、契約を取り消すことができます。



大学生の
被害相談続出！

こんな手口で悪い奴らは、誘ってくるぞ！

SNSを利用し高額な契約をさせるトラブルの一例

1

SNSで友人関係をつくり、「会って話そう」などとメッセージを送って、喫茶店等に誘い出す。



2

喫茶店等で会うと「簡単に儲けられる話があるよ。興味ない？」などと説き、事務所への来訪を約束させる。



3

事務所では、同世代の取締役が、簡単に儲けられるノウハウを熱心に語り、あたかも誰でも儲けられるかのように思わせる。次に、この仕組みを解説したDVDの購入を持ちかけ、契約を迫る。



4

DVDが高額なので、「お金がない」と購入を断ると、「誰でもそうしている、すぐに返済できる」と、消費者金融等での借り入れを勧め、勤務先や年収、使用目的を偽るよう指示する。



5

言わされたとおりにやってみたが、うまくいかないので、「稼げない、お金が返せない」というと、「入会してくれる人を連れてくれば、1人につき10万円の紹介料を支払う」などと友人・知人を勧説するよう迫る。



契約をしてしまったら、
ローンの返済等のため、
誰かを紹介せざるを得なくなる。

紹介したら
あなたも
加害者！